

新潟県条例第35号

新潟県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第13条</b> （略）</p> <p><u>（安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備）</u></p> <p><b>第13条の2</b> <u>県は、青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者、保護者その他の関係者と連携し、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、インターネットの適切な利用に関する普及啓発及び教育に関する施策の推進に努めるものとする。</u></p> <p>（販売等制限図書類等の自動販売機等への収納禁止等）</p> <p><b>第23条</b> （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 自動販売業者は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供すると決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第7項までに規定する地域においては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類又は特定がん具類を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<b>第7条第1項</b>に規定する児童福祉施設</p> <p>(5) （略）</p> <p>6 （略）</p> <p><b>第26条</b> （略）</p> <p><u>（青少年のインターネットの利用に係る保護者の責務）</u></p> <p><b>第26条の2</b> <u>保護者は、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について自ら理解を深め、その監護する青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）をその青少年が閲覧（視聴を含む。以下同じ。）をすることがないように努めるとともに、その青少年がインターネットを適切</u></p>	<p><b>第13条</b> （略）</p> <p>（販売等制限図書類等の自動販売機等への収納禁止等）</p> <p><b>第23条</b> （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 自動販売業者は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供すると決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第7項までに規定する地域においては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類又は特定がん具類を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<b>第7条</b>に規定する児童福祉施設</p> <p>(5) （略）</p> <p>6 （略）</p> <p><b>第26条</b> （略）</p>

に活用する能力を習得することができるよう努めなければならない。

(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)

**第26条の3** 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。以下同じ。）の当事者となる場合又は携帯電話端末若しくはPHS端末をその青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を自ら締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするとき、次の各号のいずれかに該当することその他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

(1) その青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することでその青少年の業務に著しい支障を生ずること。

(2) その青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することでその青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

(3) 当該保護者がその青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、その青少年が青少年有害情報の閲覧をすることがないようにすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと知事が認める理由があること。

**2** 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の申出を受けたときは、当該保護者又はその青少年に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることによりその青少年が青少年有害情報の閲覧をする機会が生ずることその他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。

**3** 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、第1項の書面の提出があつた場合に限り、青

少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約が終了する日又は当該携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を保存しなければならない。

4 知事は、前3項の規定の施行に必要な限度において、保護者又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、これらの規定による措置の実施状況その他必要な事項について、報告を求めることができる。

5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が第2項若しくは第3項の規定に違反していると認めるとき又は前項の規定による報告をしなかつたときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

6 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第23条第5項第4号の改正は、公布の日から施行する。